

Clovernet マネージドVPNサービス利用規約
(NW05_Ver. 20240229)

NECネクサソリューションズ株式会社（以下、乙という。）は、乙による本サービスの提供条件として、以下の通り利用規約（以下、本規約という。）を定める。

第1条（用語の定義）

本規約において次の各号の用語の意味は、当該各号に定める通りとする。

- (1) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための電気通信機器、設備等のハードウェア、ソフトウェアおよび電気通信回線等により構成される電气的設備をいう。
- (2) 「電気通信回線」とは、電気通信設備たる回線をいう。
- (3) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- (4) 「サービス用設備」とは、本サービスの提供を目的として乙が自己の判断により設置（賃貸借その他の方法により甲に提供する場合を含む。）する電気通信設備をいう。
- (5) 「サービス用通信回線」とは、サービス用設備のうち、本サービスの提供を目的として乙が自己の判断により電気通信事業者から提供を受ける電気通信回線をいう。
- (6) 「本サービス」とは、本規約および本規約にかかわる個別契約に従い、「Clovernet マネージドVPNサービス」として乙が甲に提供する第6条に定めるサービスをいう。
- (7) 「接続回線」とは、甲が本サービスを利用するにあたって電気通信事業者から別途提供を受ける電気通信回線その他の接続手段をいう。
- (8) 「甲端末設備」とは、本サービスを利用するために甲が設置する電気通信設備をいう。
- (9) 「サービス対象機器」とは、サービス用設備のうち、指定場所に設置する電気通信機器をいう。
- (10) 「指定場所」とは、所定の環境条件を満たすサービス対象機器の利用場所であって、甲が指定し乙が承諾することにより決定する甲の事業所その他の設置場所をいう。
- (11) 「甲」とは、本規約を承諾して乙と第3条の個別契約を締結する法人をいう。
- (12) 「利用者等」とは、本サービスを利用する甲の役員、従業員またはこれに準ずる者その他甲が本サービスの利用者として希望し乙が承諾した第三者をいう。
- (13) 「利用約款」とは、乙が本サービスの利用条件、甲および利用者等の遵守義務等について特に指定する規約をいい、甲および利用者等は本サービスの利用に際して乙の指定の範囲でかかる利用約款の適用を受ける。

第2条（適用範囲）

本規約は、本サービスおよび初期サービスの提供に関して甲乙間で締結される個々の取引に関する契約（以下、個別契約という。）に適用される。

2. 本規約と異なる個別契約の定めがある場合、当該個別契約に基づく本サービスおよび初期サービスの提供については、個別契約の定めが優先して適用される。
3. 本規約と利用約款の定めが抵触する場合、個別契約で特に定めのない限り本規約の定めが優先して適用される。

第3条（個別契約）

乙が甲に提供する本サービスのメニュー、内容、提供条件、対価その他個別契約の履行に必要な条件は、本規約に定めるものを除き、個別契約において定める。

2. 甲は、本サービスの提供を希望する場合、別途乙の定める「Clovernet利用申込書」に必要事項を記載して乙に提出する等の方法により申込む。乙は、甲による利用申込を承諾する場合、書面その他の方法により甲に通知するものとし、当該通知により個別契約が成立する。
3. 乙は、前項に基づき成立した個別契約が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当該個別契約における本サービスのサービス開始日までの期間中、甲に通知することによりいつでも個別契約を解除することができる。
 - (1) 回線サービスの提供が技術上困難であることが判明したまたは困難となるに至ったとき
 - (2) 甲が個別契約に係る契約上の義務を怠る虞があることが明らかとなるとき

- (3) 利用申込書に虚偽の記載があったとき
 - (4) その他乙が個別契約の締結を適当でないと判断したとき
4. 甲の責に帰すべき事由により、本サービスのサービス開始日までに個別契約が解除となった場合、甲は直ちに当該個別契約に定める初期費用相当額を違約金として乙に一括して支払う。

第4条（契約条件の変更）

- 甲が個別契約に定めるサービス内容の変更を希望する場合、別途乙が定める書面等により乙に請求する。この場合の手続は前条の定めを準用する。係るサービス内容の変更に伴い個別契約が変更となった場合、当該個別契約に関する第8条の本サービス利用期間および最低利用期間は、特に定めのない限り、当該個別契約の変更日からあらためて起算される。
2. 甲は、第8条に定める最低利用期間の満了日までに前項に基づく個別契約の変更がおこなわれた場合、当該個別契約の変更前の月額費用に変更前の個別契約の最低利用期間の残存期間（月に満たない期間については1ヶ月として算定し、日割りはおこなわない）を乗じて算出される金額を違約金として、変更日の属する月の翌月末日までに一括して支払う。
3. 乙は、予め甲に通知（乙所定のウェブサイトに掲載する方法を含み、以下同様とする。）することにより、本サービスおよび初期サービスの種類、内容、仕様、提供条件ならびに本規約の全部または一部を変更することができる。ただし、緊急やむを得ないと乙が判断するときには、事前に甲に通知することなく変更することができる。係る変更がなされた場合、本サービスおよび初期サービスは変更後の条件ならびに規約に従って提供される。
4. 甲は、前項の変更が甲において著しい不利益を与えるものであると乙が認めた場合、前項の通知後遅滞無く乙に通知することにより、個別契約を解約することができる。
5. 乙は、初期サービス実施前および初期サービスの実施に際して、個別契約の内容変更が必要と判断した場合、甲と協議のうえ個別契約を変更し、変更後の内容で初期サービスおよび本サービスを実施する。この場合、乙は初期サービス完了後、第7条第3項に定める書面において、変更後の個別契約の内容を甲に通知する。

第5条（初期サービス）

- 初期サービスは、サービス対象機器の設定ならびに設置と接続、サービス用通信回線および接続回線の接続確認作業その他本サービスを利用可能とするために必要となる作業をいう。
2. 初期サービスは、業務分析、運用環境の調査、検討、コンサルティング、運用設計、企画、甲端末設備および接続回線の提供等を含まない。
3. 乙は、甲から必要な資料等の提示を受けて初期サービスを提供し、甲は乙による初期サービスの提供に協力する。

第6条（本サービス）

本サービスの内訳は次の通りとし、その内容は別表1に定める通りとする。

(1) 回線サービス

接続回線およびサービス用通信回線を接続することにより、甲が指定する甲端末設備と乙の管理するアクセスポイント間で相互通信を提供する電気通信サービス。

(2) 運用サービス

サービス対象機器のうち所定のルータの稼動状況の監視、サービス用通信回線およびサービス用設備における障害の切り分け、およびサービス対象機器の修理（正常稼動品との交換等を含み、以下同じ。）等による復旧支援を行い、回線サービスの正常稼動等の運用を支援するサービス。

(3) レンタルサービス

サービス対象機器を甲に貸し出し、指定場所において甲の利用に供するサービス。なお、乙は運用サービスに際して、サービス対象機器を後継機もしくは後継機相当品に交換することができるものとし、この場合、第17条第2項の本サービスの利用料金は変更されない。

2. 甲が、本サービスの利用に関連して乙による本サービスの範囲外となるサービス（以下、付加サービスという。）の提供を希望する場合、甲乙間で別途協議のうえ決定する。なお、特に定めのない限り、付加サービスの提供条件については本サービスに関する本規約の規定を準用する。
3. 甲および乙は、個別契約の履行に際して、別途定める役割分担に従って各自の分担業務を遂行するものとし、共同しておこなう業務については甲乙共同して遂行する。この場合、甲および乙は、相手方の分担業務について相手方に協力する。

第7条（初期サービスの実施）

初期サービスの実施日（以下、実施日という。）は、甲乙協議のうえ個別契約において定める通りとし、甲は、当該実施日までに、指定場所を含む初期サービスの実施場所において受入準備を完了する。

2. 甲および乙は、実施日を変更する必要がある場合、甲乙協議の上、変更後の実施日を決定する。
3. 乙は、実施日に初期サービスを実施し、サービス対象機器を甲に引渡す。係る初期サービスの終了後またはサービス対象機器の引き渡し後、乙は速やかに甲に書面で通知する。
4. 甲は、前項の書面を受領後直ちに、初期サービスの実施内容を確認するとともに、サービス対象機器が指定場所において利用可能な状態で提供されており、本サービスの開始が可能であることを確認する。
5. 甲が本条第3項の通知を受領後5日以内に乙に異議を申し出ない場合、初期サービスの検収および次条第1項に定める本サービスのサービス開始日の承諾ならびにレンタルサービスにおけるサービス対象機器の引渡が完了したものとみなす。

第8条（サービス利用期間）

本サービスのサービス開始日は、前条第3項の通知に記載されたサービス開始日とする。ただし個別契約において特に定める場合はこの限りではない。

2. 甲が本サービスを利用する期間（以下、サービス利用期間という。）およびサービス利用期間のうち甲が途中解約を行うことのできない期間（以下、最低利用期間という。）は、回線サービスならびに運用サービスについては、個別契約において特に定めのない限りサービス開始日から1年間とし、レンタルサービスは個別契約において定める。
3. 個別契約のサービス利用期間満了日の1ヶ月前までに甲または乙のいずれか一方より相手方に対して書面による何らかの通知がなされない場合、当該個別契約のサービス利用期間は自動的に1年間延長されるものとし、以後サービス利用期間満了毎にこの例による。
4. 甲が本サービスの提供を受けることができる時間は、利用約款に定めのある場合を除き、24時間365日とする。ただし、第23条に定める中止時間および乙が別途定めるサービス用設備に係る保守に要する時間については、当該本サービスの提供時間から除くものとする。

第9条（利用者等）

甲は、利用者等に本規約に基づく義務を遵守させるとともに、利用者等による本サービスの利用について責任を負う。

第10条（通知等）

本規約に基づき乙が甲に対して行う通知その他の連絡（以下、通知等という。）は、甲が乙に届け出た連絡先に宛てて行う。

2. 乙が甲に通知等を行った場合に、前項の連絡先が事実とは異なるために通知等が甲に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべきときに甲に到達したものとみなす。
3. 乙から甲への通知等は、電子メール、書面の郵送、書面の宅配および乙のウェブサイトに掲載する方法による。
4. 前項の通知等は、電子メールおよび書面等については発信または発送された時点、乙のウェブサイトについてはウェブサイトに表示された時点をもって受領の効果を生じる。

第11条（資料の取り扱い）

甲は、本規約に関連して乙から提供または提出される資料（以下、本資料という。）がある場合、これを次の各号に定める条件に従い使用するものとする。

- (1) 本規約に規定する目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製または改変する場合は、予め乙による同意を得ること。
- (3) 著作権その他の権利が乙または正当な権利者に帰属することを承認すること。
- (4) 乙の承諾無く第三者に開示し、提供しないこと。
- (5) 特に乙が指定する資料については、個別契約の終了後または乙の要求時直ちに乙に返却しまたは破棄すること。

第12条（甲端末設備等）

甲は、自己の費用と責任において、乙が定める条件に従い、本サービスの利用に必要な甲端

末設備を準備しかつ接続回線へ加入するとともに、これらを正常に稼働するよう維持管理する。

第13条（サービス対象機器）

甲は、本サービスの利用に際して、以下の事項を遵守する。

- (1) 回線サービスの利用は、サービス対象機器を介して行うこと。
 - (2) サービス対象機器を、乙の定める用法に従い使用すること。
 - (3) サービス対象機器を善良なる管理者の注意をもって適切に保管および管理し、それらを乙の承諾を得ることなく指定場所から移動、持ち出し、一部または全部の取り外しまたは取り替え、分解、解析、改造、変更もしくは損壊し、設定変更、機器の追加または線条その他の導体を接続しないこと。ただし、セキュアモバイルにおける指定場所からの移動、持ち出しはこの限りではない。
 - (4) サービス対象機器、サービス用通信回線および接続回線における伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (5) 乙が本サービスの提供上支障がないと認めた場合を除き、サービス対象機器に他の機械、または付加物品等を取り付けないこと。
 - (6) サービス対象機器を本サービスの利用以外の目的で使用しないこと。
 - (7) サービス対象機器の譲渡または転貸をしないこと。
 - (8) サービス対象機器に貼付された乙の所有権を明示する標識および調製済みの標識等を隠蔽、除去、汚損しないこと。
 - (9) サービス対象機器に設定された本識別符号を変更し、または第三者に利用させないこと。
 - (10) 計画停電等の理由によりサービス対象機器への電源供給を一時停止する場合、予め乙に通知すること。
 - (11) サービス用通信回線以外の第三者の提供する電気通信回線を経由して通信を行う場合、当該第三者の定める規則に従うこと。
2. 甲は、サービス対象機器の所有権が乙または乙の指定する所有権者に帰属することを確認し、その他の第三者がサービス対象機器について権利を主張し、または強制執行の申出を行う虞のあるときは、甲はサービス対象機器が乙または乙の指定する所有権者の所有物であることを主張、立証することにより侵害を防ぐとともに、その事情を乙に通知する。
 3. 甲は、運用サービスの実施により故障等の発生したサービス対象機器が乙により正常稼働品と交換される場合があることを承諾する。この場合、交換後の機器をサービス対象機器とみなす。
 4. 甲は、次の各号に定める事由によりサービス対象機器が滅失または毀損等した場合、別途乙の定める負担金を乙に支払う。
 - (1) サービス対象機器の通常の利用以外の利用による場合。
 - (2) 落雷、洪水、地震、火災その他天災地変を原因とする場合。
 - (3) 甲の責に帰すべき事由による場合。
 - (4) 前各号の他、紛失等、乙が定める場合。
 5. 乙は、サービス対象機器の管理および利用状況に関して、いつでも甲に対して必要な報告を求めることができる。
 6. 乙は、本サービスの保守、運用もしくは技術上必要と判断した場合、または官公署の要請に基づく場合、必要最小限の範囲で甲が本サービスにおいて利用する情報について監視、履歴情報等の取得、保存、分析、調査その他の必要な行為を行うことができるものとし、甲は予めこれを承諾する。ただし、係る規定は乙の監視義務および管理責任を規定したものではない。

第14条（本識別符号）

乙は、本サービスを利用するために識別符号および認証番号（以下あわせて、本識別符号という。）が必要な場合には、サービス対象機器に設定する。

第15条（バックアップ）

甲は、本サービスに関して甲が使用する情報（データ、コンテンツ等を含み以下同じとする。）について、甲の責任でバックアップを取得し、保存する。

第16条（提供区域）

本サービスの提供区域は日本国内に限定される。甲は、日本国外において（日本国外から電気通信回線等を介して接続する方法を含む。）本サービスを利用しまたは第三者に利用させることがで

きない。

第17条（利用料金）

甲は、乙による初期サービスの提供の対価（以下、初期費用という。）として個別契約に定める料金を乙に支払う。

2. 甲は、乙による本サービスの提供の対価（以下、月額費用という。）として個別契約に定める料金を乙に支払う。本サービスのサービス開始日が暦月の初日以外、または利用終了日が暦月の末日以外となった場合であっても、甲は当該サービス利用月に係る月額費用の全額の支払いを要する。ただし、個別契約において特に定めのある場合はこの限りではない。
3. 甲は、本サービス利用期間中に第23条および第24条の規定により本サービスを利用できない期間があった場合においても、係る期間に対応する月額費用を乙に支払うものとする。
4. 甲は、甲の都合による指定場所の変更により本サービスを利用できない期間があった場合においても、係る期間に対応する月額費用を乙に支払うものとする。
5. 乙は、サービス利用期間（第8条第3項に基づき延長となった場合を含む。）満了の1ヶ月前までに甲に対して書面で通知をおこなうことにより、延長後に適用される月額費用を変更することができる。
6. 経済情勢、公租公課等の変動または本サービス内容の変更により、初期費用および月額費用（以下、あわせて利用料金という。）の額が不相当となり、これを変更する必要があるときは、甲乙協議の上、利用料金を変更することができる。

第18条（消費税等の取扱い）

甲は、利用料金に係る消費税等を負担し、乙が別途算出する消費税等を支払う。また、将来において消費税等の税率の変更が行われた場合、利用料金に係る消費税等は、当該変更後の税率に基づき増額または減額される。

第19条（支払方法）

乙は、初期サービス実施月の翌月末日までに、初期費用およびこれに係る消費税等を書面により甲に請求し、甲は、当該請求月の翌月末日までに請求書記載の金額を別途乙の指定する銀行口座に甲の費用で振込む方法により乙に支払う。

2. 甲は、本サービスに係る月額費用を個別契約に定める支払方法の選択に従い、次の条件で乙に支払う。
 - (1) 甲が支払方法として口座振替を選択した場合、甲の銀行口座から当月分の月額費用およびこれに係る消費税等を本サービス実施月翌々の乙が指定する振替日に甲の銀行口座から乙の銀行口座へ自動的に振替える（以下、本口座振替という。）方法により乙に支払う。この場合、甲は、乙所定の口座振替要領に従い、金融機関向けの預金口座振替依頼書の提出等、本口座振替に関して必要な手続きを行う。
なお、乙指定の期日に本口座振替ができない場合、甲は、当該本口座振替金額を乙の請求に基づき直ちに現金で乙に支払う。
 - (2) 甲が支払方法として銀行振込を選択した場合、乙は、本サービス実施月の当月末日までに、当月分の本サービスに係る月額費用およびこれに係る消費税等を書面で甲に請求するものとし、甲は当該請求書記載の金額を請求月の翌月末日までに乙の指定する銀行口座に甲の費用で振込む方法により、乙に支払う。

第20条（甲の負担費用）

個別契約の履行に要する費用のうち次の各号に定めるものについては、甲の負担とする。

- (1) 甲の事業所における光熱費（電力料を含む）および乙への通信に要する費用。
 - (2) 乙の技術員が船舶、航空機等の交通機関を使用し、または宿泊する必要がある場合には、その交通費、宿泊費および日当。
 - (3) 本規約に基づく乙の権利の保全または回復に要した費用。
2. 甲は、乙が個別契約の履行およびサービス対象機器の点検、管理および引取りのために必要となる場合、乙または乙の再委託先の従業員による甲の事業所への立ち入りを認めるものとし、また乙の作業に必要となる場所、機器等の設備、備品、資料、情報その他甲の資産を乙に提供しまたは無償で貸与する。
 3. 前項の場合、乙は、甲の事業所の秩序維持、保安および安全衛生等に係る規定を遵守する。

第21条（延滞利息）

甲は、利用料金その他の債務（延滞利息を除く。）が支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から完済日の前日までの日数について、年14.6%の割合で算出した額を、乙に対し支払うものとする。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があったときは、この限りではない。

第22条（禁止事項）

甲は、本サービスを利用するに当たり、次の各号に規定する事項を行ってはならない。

- (1) 有害なコンピュータプログラム等を使用、送信または第三者が受信可能な状態におく行為。
 - (2) 乙または第三者の著作権その他の無体財産権を侵害する行為。
 - (3) 乙または第三者を差別、誹謗、中傷またはその名誉もしくは信用を毀損するような行為。
 - (4) 乙または第三者の財産、肖像権またはプライバシーを侵害する行為。
 - (5) 選挙運動またはこれに類似する行為および公職選挙法に違反する行為。
 - (6) 事実に反する情報または意味のない情報を書き込む行為。
 - (7) 非居住者に対する輸出の手段として本サービスを利用する行為。
 - (8) 本サービスによりアクセス可能な情報を権限無く改ざんまたは消去する行為。
 - (9) 不正アクセスまたは不正アクセスに結びつく行為。
 - (10) 乙の承諾無く第三者に本サービスを利用させる行為。
 - (11) 公序良俗に反する内容の情報、文章および図形等を他人に公開する行為。
 - (12) わいせつ、買春、児童ポルノまたは児童虐待に関する画像、情報等を送信または掲載する行為。
 - (13) 不正な手段により第三者になりすます行為。
 - (14) 無限連鎖講の開設、違法な賭博の開催またはこれらへの参加を勧誘する行為。
 - (15) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の情報を送信する行為。
 - (16) 第三者が嫌悪感を抱く情報を送信する行為。
 - (17) 乙または第三者の通信、電気通信設備の作動を妨害または重大な支障を与える行為。
 - (18) 詐欺、業務妨害等の犯罪または犯罪に結びつく行為。
 - (19) 個人情報保護法、特定電子メールに関する法律、電気通信関連法令その他の法令に違反する行為。
 - (20) 第三者の管理するウェブページに対し当該ウェブページの管理権限を有する者の承諾を得ることなくハイパーリンクを設定する行為。
 - (21) 前各号のいずれかに該当する行為を助長または幫助し、または該当する虞があると乙が判断する行為。
 - (22) その他本サービスの運営を妨げると乙が判断する行為。
2. 乙は、自己の判断により、前項各号に掲げる行為に係る情報の全部または一部について、乙が別途定める手続に従い本サービスの全部または一部を停止し、または本サービスに関して甲が利用、発信または保存する情報の全部または一部の利用停止または削除する権利を留保する。ただし、かかる定めは乙による情報の管理、監視または削除等の義務を規定したものではない。
3. 乙は、前項の権利の行使に代えてまたは権利の行使と共に、甲に対して事実確認、説明依頼、再発防止、および第三者からの請求等があった場合には当該第三者との調整を要請することができる。

第23条（提供中止）

乙は、次の場合には、甲に対する本サービスの全部または一部の提供を中止することができる。

- (1) サービス用設備の保守上または工事にやむを得ないとき。
 - (2) 天災、事変などの事由により、本サービスの提供が困難になったとき。
 - (3) 第25条の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (4) サービス用通信回線を提供する電気通信事業者が電気通信サービスを中止したとき。
2. 乙は、前項の規定により本サービスの提供を中止する場合には、予め甲に通知する。ただし、緊急やむを得ないと乙が判断するときは、この限りではない。

第24条（提供停止）

乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、甲に対する本サービスの全部または一部の提供を停止することができる。

- (1) 本規約の条項のいずれかに違反した場合

- (2) 第22条第2項の規定により、本サービスを停止するとき。
 - (3) 第36条第1項各号のいずれかに該当する場合
 - (4) 甲、利用者等またはサービス用設備を通じて行われる第三者の違法行為、不法行為または社会通念上不適切なその他の行為により乙の業務に著しい支障を来すとき、またはその虞のあるとき。
2. 乙は、前項の規定により本サービスの提供を停止する場合には、予めその理由ならびに提供停止をする日および期間を甲に通知する。ただし、緊急やむを得ないと乙が判断するときは、この限りではない。

第25条（通信利用の制限）

乙は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する虞がある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を中止する措置をとることができる。

第26条（事故対応）

甲は、本サービスの提供を受けることができなくなった場合、甲端末設備および接続回線に故障のないことを確認の上、その旨を乙に通知する。

2. 乙は、サービス用設備に障害または損傷が生じ、本サービスの提供ができなくなったことを知った場合、その旨を甲に通知し、速やかにサービス用設備を修理しまたは復旧する。
3. 前二項のほか、甲および乙は、本サービスの不具合、障害発生の実事または本サービスの提供に支障を来しまたはその虞がある事実を知った場合、当該事故の事由によらず、遅滞なく相手方に通知の上協議を行い、対応措置を決定するとともに、速やかに決定した対策を分担または相協力して実施する。

第27条（保証の制限）

乙は、本規約の定めに従い誠実に個別契約を履行する。ただし、本サービスが中断することなく提供されることを保証するものではない。

2. サービス対象機器に関する乙の法律上の契約不適合責任は、運用サービスの実施を全てとする。
3. 本サービスを利用して甲が提供または送信する情報は、甲の責任で提供されるものであって、乙はその内容等についていかなる保証も行わない。乙は、初期サービスおよび本サービスの結果に関して何らの保証を行うものではなく、甲の業務または事業活動において一定の目的を達成することを保証するものではない。
4. 乙は、初期サービスおよび本サービスに関する法律上の契約不適合について何ら保証しない。初期サービスおよび本サービスは、セキュリティホール等の脆弱性が完全に排除されていること、不正アクセス等の侵入による情報漏洩が完全に防止されること、本サービスおよび本サービスで使用するデータについて正確性、完全性、可用性および機密性が完全に実現されることを保証しない。

第28条（免責）

乙は、次の各号に定める事由により甲または第三者に発生した損害について免責される。

- (1) 地震、台風、洪水、異常気象などの天災地変および火災、停電、戦争、暴動、テロ、病災、政府の規制、法令改正その他の不可抗力ならびに合理的に乙の管理不能な事由。
- (2) サービス対象機器、甲端末設備、接続回線その他本サービスを利用するための甲の環境における障害、不具合または性能値等に起因する損害。
- (3) 本サービスの利用不能ならびに甲の情報の送信遅延、誤送、消失、毀損、改竄、漏洩または利用不能により発生した損害。
- (4) 未知のウイルスまたは未知の手法による不正アクセスから防御されること、情報漏洩を完全に防御すること、通信経路上での傍受その他第三者による違法行為、犯罪行為に起因する損害。
- (5) 本規約第13条第1項、第22条第1項、その他本規約、利用約款および個別契約において乙が定める遵守事項を甲が遵守しないことに起因して発生した損害。
- (6) サービス用設備のうち、第三者が提供するハードウェア、ソフトウェアおよびデータベースに起因して発生した損害。
- (7) 本サービスに関して甲が使用する情報の保管、保存またはバックアップ等に関する損害。

- (8) 電気通信事業者の提供する電気通信回線または電気通信サービスに起因して発生した損害。
 - (9) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え、搜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令または官公署の権限に基づく強制的な処分。
 - (10) 乙の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故。
 - (11) 再委託先の業務に関して選任または監督につき乙に過失などの帰責事由がない場合。
 - (12) サービス用設備、サービス用通信回線、サービス対象機器の設置、撤去、修理または復旧にあたり、やむを得ない事由により甲または第三者の所有もしくは管理する土地、建物その他工作物に生じた損害。
 - (13) その他乙の責に帰すべからざる事由
2. 乙は、前項に定める事由によるほか、甲が初期サービスおよび本サービスの利用に関して被った損害について、次条に定める事項を除き、法律上の請求原因の如何にかかわらず一切責任を負わない。

第29条（責任）

- 乙の責めに帰すべき事由により甲が回線サービスを利用できない状態となった場合、当該状態が1回につき24時間以上継続する場合に限り、乙は、24時間単位で当該利用不能期間の日数を計算し（24時間の倍数である部分を日数計算）、その日数分を月額費用から減額する。
2. 初期サービスに関する乙の損害賠償額の総額は、請求原因の如何に係わらず当該損害発生の直接の原因となった初期サービスに係る個別契約の初期費用を超えない。
 3. 本サービスに関する乙の損害賠償額の総額は、請求原因の如何に係わらず当該損害発生の直接の原因となった本サービスに係る個別契約に定める1ヶ月分の月額費用相当額を上限とする。また、1年間における乙の損害賠償額の累計は、いかなる理由による場合であっても、当該個別契約において乙が甲から受領した月額費用の年額相当額を超えない。
 4. 前二項に定める乙の損害賠償範囲は、甲が現実に被った直接かつ通常損害に限るものとし、かつ逸失利益、第三者の請求に基づく損害は含まない。
 5. 本条に定める甲の損害賠償請求権は、損害発生の日から1年以内に行使しなければ消滅する。
 6. 乙は、サービス用通信回線を提供する電気通信事業者の責に帰すべき事由により、本サービスの提供ができなかった場合、乙が当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を甲に対する損害賠償合計額の限度額とし、かつ甲に現実に発生した通常損害に限り甲による賠償請求に応じることができる。

第30条（紛争解決）

甲は、本サービスの利用または利用に関連する甲の行為を原因として第三者に対して損害を与え、または第三者から乙に対し何らかのクレーム、要求、訴訟その他の方法による請求（以下、紛争等という。）が提起された場合、自らの費用と責任において、当該紛争等の解決に当たるものとし、かつ乙を一切免責する。甲が第三者から損害を被った場合、または第三者に対して請求等を行う場合も同様とする。なお紛争等に関連して乙に損害が発生した場合、甲はこれを賠償する責任を負う。

第31条（再委託）

乙は、合理的に必要な範囲内で、初期サービスおよび本サービスの提供に係る業務の全部または一部を再委託することができる。

第32条（秘密保持）

- 甲および乙は、個別契約の履行に関連して知り得た相手方の営業上、技術上その他の情報であつて、相手方より書面で秘密であると明確に指定された情報（以下、秘密情報という。）について、個別契約の有効期間中のみならず個別契約の終了後も3年間は第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 前項の規定に係わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示を受けた際、秘密保持義務を負うことなく既に自己が保有している情報
 - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (3) 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報
 - (4) 本規約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 相手方から秘密情報である旨の指定がなされずに開示された情報

3. 甲および乙は、本条に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって相手方の秘密情報を管理する。
4. 甲および乙は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報を個別契約の履行以外の目的で一切使用してはならない。ただし乙は、個別契約の履行に必要な範囲で、甲の秘密情報を複製その他の方法で利用することができる。
5. 第1項の規定に係わらず、乙は前条の再委託先に対し、個別契約の履行に必要な範囲で秘密情報を開示し、利用させることができる。この場合、乙は、本規約に基づき自己の負担する秘密保持義務と同等の義務を当該再委託先に負担させる責任を負う。
6. 本条の定めに係わらず、乙は、本条に定める秘密情報および電気通信事業法に定める甲の通信の秘密について、法令の定めに基づきまたは官公署の要求があった場合、当該法令の定めまたは当該官公署の要求に従って開示することができる。この場合乙は、関連法令に反しない限り、予め甲に通知するよう努める。

第33条（契約情報）

- 甲は、乙の指定する書面（第3条第2項のClovernet利用申込書を含む。）に記載し乙に交付する等の方法で、甲および利用者等の窓口となる担当者に関する情報として社名、所属部署、担当者名、電話番号、FAX番号、E-Mailアドレス（以下、本件契約情報という。）を乙に開示し、取り扱わせる。
2. 乙は、甲から開示を受けた本件契約情報を、本サービスおよび初期サービスの提供を行う目的の範囲に限り使用する。
 3. 乙は、甲の事前の書面による承諾無く本件契約情報を第三者に開示しまたは漏洩しないものとし、本件契約情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じる。
 4. 乙は、本件契約情報を、本規約第31条により乙が本サービスおよび初期サービスの履行を委託する再委託先に開示し、取り扱わせることができる。この場合乙は、本条に定める自己の義務と同等の義務を当該再委託先に負担させる責任を負う。

第34条（権利および義務の譲渡）

甲は、事前に乙の書面による承諾を得ることなく、本規約および個別契約により生じる自己の権利もしくは義務の全部または一部を、第三者に譲渡しまたは引き受けさせてはならない。

第35条（反社会的勢力との取引排除）

甲は、個別契約の申込み時点において、自己または自己の役員および従業員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、会社ゴロ、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の組織または個人（以下、反社会的勢力と総称する。）に該当しないこと、ならびに自己または自己の役員および従業員が次の各号の行為をおこなわないことを表明し、保証する。

- (1) 反社会的勢力を利用する行為。
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供給する等反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与する行為。
 - (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を持つ行為。
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辞を用い、名誉や信用を毀損しまたは業務を妨害する行為。
2. 乙は、甲が前項の定め違反した場合、直ちに甲に通知して個別契約を解約することができる。この場合、乙は、解約により甲が被った損害について免責される。

第36条（解除）

乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに個別契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 本規約、個別契約または利用約款の条項のいずれかに違反し、かつ当該違反に関する乙からの書面による通告を受領した後30日以内にこれを是正しないとき。
- (2) 第13条第1項、第22条第1項各号のいずれかに違反した場合。
- (3) 本サービスに係る費用、料金その他の乙に対する金銭債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (4) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、破産もしくは競売の申立てを受け、または自ら民事再生手続

の開始、会社更生手続の開始もしくは破産の申立てをしたとき。

- (5) 自ら振出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡り処分を受け、もしくは支払停止状態に至ったとき。
 - (6) 営業の廃止または解散の決議をしたとき。
 - (7) 前三号のほか財産状態が悪化し、またはその虞があると認められる相当の理由があるとき。
 - (8) 監督官庁により営業取消または停止等の処分を受けたとき
2. 甲において前項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、甲は、乙に対する本規約に基づく支払債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに現金で乙に支払う。

第37条（途中解約）

甲が最低利用期間中に個別契約を途中解約する場合、解約希望日の1ヶ月前までに乙の定める書面で通知する等して、乙の承諾を得なければならない。この場合甲は、当該個別契約の最低利用期間の残存期間（1ヶ月を単位として算出する。）に対応する月額費用の合計額を、違約金として解約日まで一括して乙に支払う。

2. 甲は、最低利用期間の経過後、1ヶ月前までに乙の定める書面で乙に通知することにより、個別契約を解約することができる。
3. 乙は、1ヶ月前までに書面で甲に通知することにより、いつでも個別契約を解約して本サービスの提供を終了することができる。
4. 本サービスの提供元である第三者が本サービスの提供を廃止しまたは提供不能に陥るなどの理由により乙による本サービスの継続が困難となる事態に陥った場合、乙は事前の通知期間を要することなく甲に通知して直ちに当該本サービスにかかる個別契約を解約し、本サービスを終了することができる。
5. 第4条および本条第3項ならびに第4項に基づき個別契約が解除または解約により終了となった場合、甲および乙は、1ヶ月を単位として個別契約に関する利用料金を清算する。この場合、月に満たない期間は切り捨てるものとし、日を単位とした清算はおこなわない。
6. 乙は、本規約に基づく乙の解除または解約に起因して甲に発生した損害について一切免責される。

第38条（個別契約終了時の措置）

甲は、理由の如何を問わず個別契約が終了した場合、当該個別契約に関して乙から提供を受けた資料等を乙の指示に従い返却、処分または破棄する。

2. 甲は、個別契約が終了した場合、当該個別契約に関して乙から提供を受けたサービス対象機器を乙の指示に従い直ちに甲の費用で乙の指定する場所に返還する。係る返還に際して、サービス対象機器が損傷等により引渡時の原状と異なるときもしくは滅失、毀損、紛失などにより甲がサービス対象機器を乙に返還できない場合は、甲は自己の費用で修復等により原状に復するか別途乙の定める負担金を乙に支払う。
3. 個別契約の終了日から2週間経過後においても当該サービス対象機器が乙に返還されない場合、甲は返還までの期間、損害金として当該サービス対象機器に係るレンタルサービスおよび回線サービスの対価として個別契約に定める月額費用相当額を現金で乙に支払う。当該損害額は月額をもって計算するものとし、1ヶ月に満たない端数を生じた月については1ヶ月として取扱う。
4. 甲は、前二項の義務を履行しない場合、これにより乙が被った損害を賠償する。この場合、乙または乙の指定するものは、指定場所に立ち入って、サービス対象機器を回収し、または修復するとともに、その費用を甲に請求することができる。甲は、指定場所における乙の回収および修復に協力しなければならない。

第39条（疑義解釈）

本規約に定めのない事項および本規約条項中疑義の生じた事項については、甲乙別途協議の上決定する。

第40条（合意管轄）

本規約および個別契約に関連して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決を図るものとする。

別表1 (本サービス概要)

サービス名		内 容
■ 回線サービス		
基本サービス		
	Clovernet Standard	インターネット網に接続可能なVPN通信回線
	Clovernet Ver. C/Clovernet Ver. C(S)	閉域網を利用したVPN通信回線 (注1)(注6)
サービス用通信回線 (基本サービスの足回りとして選択)		
	NTT フレッツ回線サービス、UCOM 回線サービス (光ビジネスエントリーを含む)、NURO 回線サービス、Suite Ether 等の各サービスのうち、乙の指定する回線サービスのみサービス用通信回線として選択可。(注2)(注3)(注6)	
	Clovernet ワイヤレスアクセス LTE タイプ D/LTE バックアップ タイプ D/LTE タイプ DS	(注7)
	Clovernet ワイヤレスアクセス 2 LTE タイプ DSV/LTE バックアップ DSVB の各プラン	(注7)
	Clovernet ワイヤレスアクセス(S)の各プラン	(注7)
	Clovernet Ver. C ワイヤレスアクセス 2 LTE タイプ DSV/LTE バックアップ DSVB の各プラン	(注7)
	Clovernet セキュアモバイル LTE 容量シェアプラン/定額プラン/スタンダードプラン の各プラン	(注4)(注6)(注7)
複合サービス (基本サービスと組合せて利用)		
	Clovernet Hybrid	基本サービスとの組み合わせによる複合ネットワーク
	SmartVPN 等のソフトバンクの回線サービスを利用した複合型回線サービス	(注5)(注6)
	KDDI Wide Area Virtual Switch2 等のKDDIの回線サービスを利用した複合型回線サービス	(注5)(注6)
その他の回線サービス等		
	基本サービスおよび複合サービス以外の回線サービスで乙の指定する回線サービスならびに回線サービスに付帯して提供される乙の指定するサービス。内容、提供条件、対価等は個別契約において定める。提供条件については個別契約で特に定めのない限り本規約の規定を適用する。(注10)	
■ 運用サービス		
	障害受付	電話受付による、障害原因切り分けおよび特定支援
	緊急障害復旧支援	オンサイトによる (注8)
	稼働状況監視	リモート死活監視 (注9)
■ レンタルサービス		
	サービス対象機器の提供	指定場所におけるサービス対象機器の賃貸

- (注1) Clovernet Ver. C(S)を選択した場合、ソフトバンク株式会社のSmartVPNに適用される利用約款の条項に従う。
Clovernet Ver. C(S)は、SmartVPNにて利用可能な回線 (一部回線種別は選択不可) のみサービス用通信回線として選択可能。
- (注2) サービス用通信回線として、乙の指定する UCOM 回線サービス (光ビジネスエントリーを含む) 等のアルテリア・ネットワークス株式会社が提供する回線を選択する場合、当該回線サービスに関して、アルテリア・ネットワークス株式会社の定める利用約款の適用される条項に従う。サービス用通信回線として、Suite Ether 等のソフトバンク株式会社が提供する回線を選択する場合の利用条件は(注5)を適用する。乙の指定する NURO 回線サービス (NURO アクセス、NURO リンク) をサービス用通信回線として選択する場合、当該回線サービスに関して、ソニービズネットワークス株式会社の定める利用約款の適用される条項に従う。(UCOM 回線サービス (光ビジネスエントリーを含む)、NURO 回線サービス (NURO アクセス、NURO リンク)、Suite Ether は Clovernet Standard にのみ対応)
- (注3) サービス用通信回線として、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の提供するフレッツ回線サービスのうち、乙の指定する回線サービス (Clovernet 光コラボ(CH)を含むが、これに限らない) を選択する場合、当該フレッツ回線サービスに関して東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の定める利用約款 (IP 通信網サービス契約約款) の適用される条項に従う。また Clovernet 光コラボ(CH)の利用にあたっては、甲は乙が定める同意事項 (Clovernet 光コラボのご利用にあたり ご確認・ご同意いただきたい事項) に同意するものとする。
- (注4) アルテリア・ネットワークス株式会社の定める VECTANT セキュアモバイルアクセス LTE (D) に関する利用約款の適用を受ける。
- (注5) Clovernet Hybrid の利用は、各回線サービス毎に、当該回線サービスの提供元であるソフトバンク株式会社または KDDI 株式会社が定める利用約款に従う。
- (注6) (注1) から(注5)において、各電気通信事業者が定める利用約款が適用される場合、「契約者 (契約者に準じるものを含む)」を甲に、「当社 (当社に準じるものを含む)」を乙にそれぞれ読み替えて適用する。
- (注7) 対象サービスの利用条件については、Clovernet ワイヤレスアクセス利用条件の通り。ワイヤレスアクセス、ワイヤレスアクセス 2、ワイヤレスアクセス(S)は Clovernet Standard で利用可。Ver. C ワイヤレスアクセス 2 およびセキュアモバイルは Clovernet Ver. C で利用可。
- (注8) 乙の技術者が指定場所において障害の発生したサービス対象機器を修理する方法による。ただし、(1) 甲または第三者の要求によるサービス対象機器の改造、(2) サービス対象機器の日常の掃除、点検および運転、(3) 高所 (高さ 2メートル以上の設置場所) での作業、は緊急障害復旧支援には含まれない。また、(4) 「Clovernet ワイヤレス」のうち、ワイヤレス LTE タイプ D/LTE バックアップ タイプ D/LTE タイプ DS ならびに「Clovernet セキュアモバイル」の各プランについては、運用サービスに移動無線機器等 (移動無線機器および SIMカード) の緊急障害復旧支援を含まない。
- (5) 天災地変等によるサービス対象機器の損傷の修理、(6) 甲または第三者の不適切な使用または取扱いにより生じたサービス対象機器の故障の修理に関する運用サービスについては、別途乙の定める料金を乙に支払う。
- (注9) サービス対象機器のうち乙所定のルータへの Ping による死活監視とする。ただし、グローバル IP アドレスを割り振らない回線サービス (Ver. C(S) を除く)、およびワイヤレスアクセス (可変 IP プラン LTE タイプ D、LTE バックアップ タイプ D) とワイヤレスアクセス(S)を利用の場合は対象外。
- (注10) NetMeister Prime の各サービスを利用の場合、NetMeister Prime 利用条件の適用を受ける。Clovernet NFV の各サービス (NFV vCR-D の各サービス) を利用の場合、Clovernet NFV 利用条件の適用を受ける。(いずれの利用条件も <https://www.nec-nexs.com/clovernet/download/> に掲載)
- ※本規約において使用される商標は、当該各商標の権利者が保有する商標または登録商標です。

(Clovernet ワイヤレスアクセス 利用条件)

甲が「Clovernet ワイヤレスアクセス」を利用する場合、次に定める条件に従う。また「Clovernet セキュアモバイル」の利用条件についても「Clovernet ワイヤレスアクセス」の利用条件を準用する。

第1条 (機器の選定)

乙は、移動無線機器およびSIMカード (以下、併せて移動無線機器等という。)を「Clovernet ワイヤレスアクセス」におけるサービス対象機器として、契約回線数に応じて選択し、甲に貸与する。ただし、「Clovernet ワイヤレスアクセス」のうち乙の指定する回線サービスと「Clovernet セキュアモバイル」においてはSIMカードのみを契約回線数に応じて乙が甲に貸与する。

第2条 (機器の返還)

「Clovernet ワイヤレスアクセス」に係わる個別契約が終了した場合、その他移動無線機器等を利用しなくなった場合、甲は遅滞なく、移動無線機器等を乙に返還する。なお、移動無線機器等の利用条件については、本規約のサービス対象機器に関する定めを適用する。

第3条 (故障時の措置)

甲は、移動無線機器等に故障が生じた場合、速やかに乙が定める方法により乙に通知する。運用サービスにおいて、オンサイトによる緊急障害復旧支援の対象外のサービス (ワイヤレスアクセス LTE タイプ D/LTE バックアップ タイプ D/LTE タイプ DS、セキュアモバイルLTE の各プラン) については、当該移動無線機器等を乙の指示に従い、乙に返還する。この場合乙は、甲に対して代替機を送付する。

2. 甲は、故障の原因により乙に対して次の保守手数料を支払う。なお、天災地変は自然故障に該当しない。

(ワイヤレスアクセス LTE タイプ D/LTE バックアップ タイプ D/LTE タイプ DS の場合)

	自然故障の場合	自然故障に該当しない場合
移動無線機器	0円/台	30,000円/台
SIMカード	6,000円/台	6,000円/台

(ワイヤレスアクセス 2 LTE タイプ DSVA/LTE バックアップ DSVB および Ver. C ワイヤレスアクセス 2 LTE タイプ DSVA/LTE バックアップ DSVB、セキュアモバイルLTE、ワイヤレスアクセス(S)の各プランの場合)

	自然故障の場合 (月次サービス開始日 から1年間)	自然故障の場合 (月次サービス開始日 から1年以上)	自然故障に 該当しない場合
移動無線機器	0円/台	30,000円/台	30,000円/台
SIMカード	6,000円/台	6,000円/台	6,000円/台

第4条 (亡失品)

甲は、移動無線機器等を亡失した場合、乙が定める方法により速やかに乙に通知する。係る通知があった場合、乙は、甲に対して代替機を送付する。

2. 甲は、亡失品 (個別契約終了時の返還または故障品の返還がなされない場合の当該移動無線機器等を含む。)の回復に要する費用として、次の負担金または手数料を乙に対して支払う。

	負担金または再発行手数料
移動無線機器	30,000円/台
SIMカード (再発行あり)	9,000円/台
SIMカード (再発行なし)	0円/台

3. 亡失品は、甲の責任において法律に従って処分する。亡失品が発見される等の事情により乙に返還された場合であっても前項により乙に支払われた負担金または手数料は一切返金されない。

第5条 (契約者確認)

乙は、契約者確認 (「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等および携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」に基づく本人確認およびこれに準じた事項の確認をいい、以下同じ。)を乙が定める方法により行う。甲がかかると契約者確認に応じない場合、または契約者確認について虚偽の申述等があった場合、乙は「Clovernet ワイヤレスアクセス」に関する個別契約の申込を拒絶または「Clovernet ワイヤレスアクセス」の利用停止もしくは「Clovernet ワイヤレスアクセス」にかかる個別契約を解除できるものとする。

第6条（機能制限）

甲は、乙が指定する移動無線機器等以外の通信手段を用いて「Clovernet ワイヤレス」の利用および当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならない。

2. 甲は、「Clovernet ワイヤレス」において、移動無線機器等を音声通話および 64k データ通信（テレビ電話を含む。）の用途に供してはならない。
3. 甲は、「Clovernet ワイヤレス」のうち、バックアップ用途に限定した回線サービスにおいては、バックアップ用途以外の通信を行ってはならない。

第7条（Abuse 条項）

甲は、「Clovernet ワイヤレス」の利用に際し、次の行為を行ってはならない。

- (1) 第三者の個人情報を、本人の同意なくまたは詐欺的な手段により収集しあるいは開示する行為。
 - (2) 第三者の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含む。）において、当該管理者の意向に反する内容または様態で書き込みをする行為。
 - (3) チェーンメール等の連鎖的なメール転送を依頼する行為または当該依頼に応じて転送する行為。
 - (4) 第三者の通信環境の設定を無断で変更し、または変更するプログラムを送信しあるいは送信可能な状態に置くこと。
 - (5) ウェブサイト等の閲覧者を錯誤させる等、不正または違法な手段により金銭債務を伴う契約を成立させ、または成立を主張する行為。
 - (6) 通信能力に対して過大な量の通信を行うことにより、通信帯域等の情報資源を専有しまたは乙あるいは第三者の電気通信回線または電気通信設備に著しい負荷を及ぼす行為。
 - (7) 消費者契約法その他消費者保護を目的とした法令に違反する行為。
2. 甲による前項各号の行為に関して、本規約第2条第2項および第3項の定めを準用する。

第8条（通信の秘密）

乙は、甲の同意を得た場合、正当な業務行為に該当する場合、法令の定めに基づいて許容される場合および乙の事業を管轄する監督官庁が示す指針またはガイドラインに基づく場合、「Clovernet ワイヤレス」に係る甲の秘密を知得、利用および第三者に開示することができるものとし、甲は予めこれに同意する。

第9条（乙の秘密情報）

甲は、「Clovernet ワイヤレス」の利用に関して知り得た乙または提供元の技術情報、サービスの内容および開示に際して乙が秘密である旨指定する情報について、乙が承諾した場合を除き第三者に開示または漏洩してはならないものとする。

第10条（保証の限定）

「Clovernet ワイヤレス」は、サービス用通信回線として提供する株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモなどの移動無線に係る通信網において、当該提供元の定めに基づき通信の全部または一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合、通信の速度に制限がかかる場合があるほか、乙は通信の可用性、通信の遅延その他通信品質について何ら保証しない。乙は、当該場合において甲または第三者に発生した損害について何ら責任を負わない。

第11条（乙の解除）

乙は、甲が本規約、個別契約または利用約款の条項のいずれかに違反し、当該違反が乙の業務に支障を及ぼす虞があると認められる場合、予め甲に通知のうえ「Clovernet ワイヤレス」に係る個別契約を解除することができる。

付則 2011年5月15日 制定／2024年2月29日 最新改版

以上